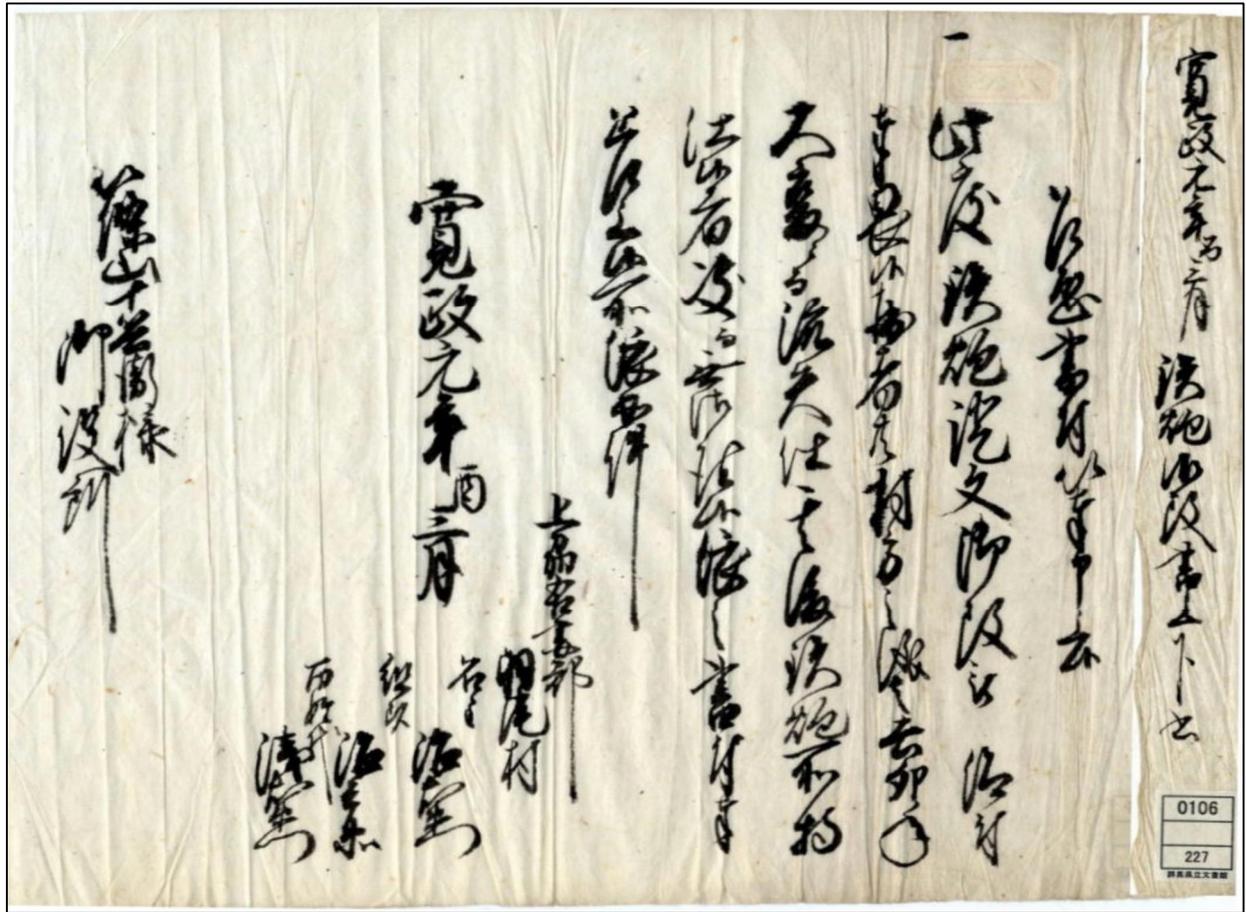


群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 10

請求番号	P0106	文書番号	227	年代	寛政元年(1789)
史料名	鉄炮改め上申書 (吾妻郡羽根尾村)				
形態	縦紙	複製	あり・なし	(デジタル画像)	
備考	寄託の古文書 (長野原町羽根尾区有文書) HP「演習ぐんまの古文書入門」N0.41 に掲載				
史料概要	江戸時代の農村社会においては、戦国末の織豊政権から江戸初期にかけて進められてきた、いわゆる「兵農分離」政策によって幕府の許可なく農民の鉄炮や刀の所持が原則禁じられていた。しかし、山村で生活する住民とりわけ山稼ぎや狩猟渡世の者にとって、鉄炮は鳥や熊・猪・鹿を打ち止めたり駆除するうえで必要不可欠な道具であったことから、毎年領主から猟師鉄炮 (玉込め鉄炮) や威し鉄炮 (空砲) を借り受けて使用した。本文書は寛政元年 (1789) 3月、幕府代官の篠山十兵衛役所より鉄炮の所持について調査があり、吾妻郡羽根尾村 (現長野原町) の村役人の回答書である。羽根尾村ではかつて鉄炮を預かっていたが、「去る卯年の大変」 (天明3年の浅間焼け) の際に流失したため、現在は所持する者はいないと記している。なお、狩猟で使用する猟師鉄炮を領主から拝借する場合、営業税として運上 (うんじょう) を納めることになっていた。また拝借鉄炮を使用できるのは本人のみで、息子であっても譲渡は禁じられた。				
指導要領 (内容) との関連	<高日探> C-(1)-ア- (ア) 織豊政権の政策				
活 用 例					
活用単元	織豊政権の政策 (兵農分離)				
活用場面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊臣政権における刀狩り (又は江戸時代に引き継がれる兵農分離政策) の影響を深める場面での活用。 				
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の積文・読み下し文を授業の導入で生徒に提示し、「なぜ村は鉄炮の所持を申告しなければいけなかったか」などの問題を提議したり、鉄炮許可制の意味や村・百姓の生活への影響について考えを深めさせたりするのに有効と考えられる。 				
予想される生徒児童の反応など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊臣秀吉の刀狩りなどの兵農分離政策の結果、村や百姓が武器を所持することは厳しく規制されていた。しかし山間部の民衆にとって、田畑の作物を鳥や獣から守るために鉄炮は必要なものであった。そこで所持を完全に禁止するのではなく、決まった数量の保持を許可した上で毎年領主へ申告させていたことへの理解へつなげることができる。(これは江戸幕府にも引き継がれるが、生活のための鉄炮は所持を許可制とした。) 				

鉄炮改め上申書（吾妻郡羽根尾村）（P0106 227）寛政元年



〔端裏書〕「寛政元年酉三月 鉄炮御改書上 下書」

乍レ恐書付以奉ニ申上ニ候

一此度鉄炮証文御改被ニ 仰付一

奉レ畏候、拙者共村方之儀者、去卯年

大変ニ而流失仕、其後、鉄炮所持

仕候者、決而無ニ御座ニ候、依レ之書付奉ニ

差上一候所、依如レ件

上州吾妻郡

羽尾村

名主 治右衛門

寛政元年酉三月

組頭代 治兵衛
百姓代 浅右衛門

篠山十兵衛様御役所

【読み下し文】

〔端裏書〕「寛政元年酉三月 鉄炮御改め書上 下書」

恐れながら書付をもって申し上げたてまつり候

一此の度、鉄炮証文御改め仰せ付けられ

かしこみ奉り候、拙者共村方の儀は、去る卯年

大変にて流失つかまつり、其の後、鉄炮所持

仕り候者、決して御座無く候、これに依り書付

差し上げ奉り候所、依（よつ）て件（くだん）の如し

上州吾妻郡

羽尾村

寛政元年酉三月

名主 治右衛門
組頭代 治兵衛
百姓代 浅右衛門

篠山十兵衛様御役所